

女子学生霞が関インターンシップ実施要領

（目的）

第1条 この要領は、国の行政に関心を持つ大学（大学院を含む。）の女子学生を、インターンシップ実習生（以下、「実習生」という。）として受け入れる場合におけるインターンシップ（以下、「実習」という。）の実施方法、実習生が従うべき服務規律その他必要な事項を定め、当該学生の学習意欲の喚起、職業意識の育成及び国の行政についての理解の増進を図ることを目的とする。

（基本的役割）

第2条 内閣人事局及び参加府省（以下「実施府省」という。）は、前条の目的を達成するため、相互に連携を図る。

2 内閣人事局は、実習が目的に則して公正かつ円滑に行われるよう、総合的企画を行うとともに、参加府省と連携しつつ、女子学生の参加を広く募るほか、実習生の受入れに関する大学との調整の役割を担うものとする。

3 実施府省は、本実習が効果的に実施できるよう実習生に必要な支援を行うものとする。

（実習生の資格要件）

第3条 実習生は、大学の女子学生であって、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして、大学が推薦した者及び内閣人事局が認めた者とする。

（実習生の募集）

第4条 内閣人事局は、参加府省の受入予定者数等を取りまとめ、実習生及び参加府省を決定し、大学及び学生等の実習の実施について周知するものとする。

（応募方法）

第5条 応募を希望する学生が所属する大学（以下「所属校」という。）は、推薦申込書、推薦者一覧及び調査票を取りまとめ、メールにて担当窓口に提出する。また、原則として学生個人からの直接の申込みは受け付けないが、海外の大学に在籍している学生等、所属校を通じての申込みが困難であって、内閣人事局が資格要件を有すると認めた場合には、内閣人事局の指示により手続きを行う。

（実習生の受入れ）

第6条 内閣人事局は、所属校等から調査票等の提出があったときは、調査票に基づき選考を行い、参加府省の意見を聴いた上で、実習生を決定して、参加府省及び所属校等に通知するものとする。この場合において、実習を希望する女子学生への結果の通知は、当該所属校において行うものとする。

- 2 実習生の受入れに当たっては、当該実習生を派遣する大学と内閣人事局との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書を締結するものとする。
- 3 実習生は、実習の開始前に、大学を通じて服務規律の遵守に係る誓約書を内閣人事局に提出しなければならない。

(実習期間)

第7条 実習期間は、原則として、9月の5日間とする。

(実習方法等)

- 第8条 実習は、1日目は内閣人事局、2日目以降は2府省において2日間ずつ実施する。
- 2 実施府省は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定めるものとする。
 - 3 実施府省は、実習の目的が効果的に達成されるよう実習プログラムを策定し、実習の適正な実施に努めるものとする。
 - 4 実習生は、実習指導官による指導等のもとに実習に従事するものとする。
 - 5 実施方法は、対面実習又はオンライン実習のいずれかとし、応募受付の段階で事前に周知するものとする。
 - 6 新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、対面実習を実施することが適当でないと判断するときは、対面実習は中止とすることとし、あらかじめ実習生にその旨を連絡する。

(実習時間)

第9条 実習時間は国家公務員の勤務時間に、休憩時間は国家公務員の休憩時間に準じて実施府省が定める。

(実習場所)

第10条 実習場所は、実施府省又はオンラインとする。

(実習に係る費用)

第11条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(服務等)

- 第12条 実習生は、国家公務員の身分は保有しないものの、実習期間中は、原則として国家公務員の服務に準ずるものとし、国家公務員が遵守すべき法令及び規則等並びに実習指導官の指導及び監督等に従わなければならない。
- 2 実習生は、実習期間中は、国家公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、これに類する行為

（特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行ってはならない。

- 3 実習生は、実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第100条に定めるもの。）を、実習期間中及び実習期間終了後において、部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。また、実習活動を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習期間中及び実習終了後において、実習指導官の指示に従わなければならない。
- 4 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官の承認を得なければならない。
- 5 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習指導官に申し出なければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習指導官にその旨を連絡しなければならない。

（実習結果等）

第13条 内閣人事局は、実習期間終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び参加府省からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

（実習の中止）

第14条 内閣人事局は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより実施府省の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、内閣人事局は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学に通知するものとする。

（災害補償等）

第15条 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は実施府省（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、原則として、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等に参加しなければならない。この場合において、これらの保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学が行うものとする。

（実習生の懲戒等）

第16条 実習生の懲戒、損害補償等に関する最終的な責任は、実習生が負うものとする。この場合において、大学は、誠意をもって学生への指導等にあたるものとする。

（雑則）

第 17 条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、
内閣人事局が参加府省と協議して決定するものとする。

以 上